

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の休日の特例に関する条例

平成元年 2 月 23 日 条例第 1 号

昭和天皇の大喪の礼の行われる日は、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 46 年条例第 9 号）第 6 条に規定する休日とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号）第 17 条の規定の適用については、同条第 3 項第 1 号中「第 6 条に規定する日」とあるのは、「第 6 条に規定する日及び羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の休日の特例に関する条例（平成元年条例第 1 号）に規定する日」と読み替えるものとする。